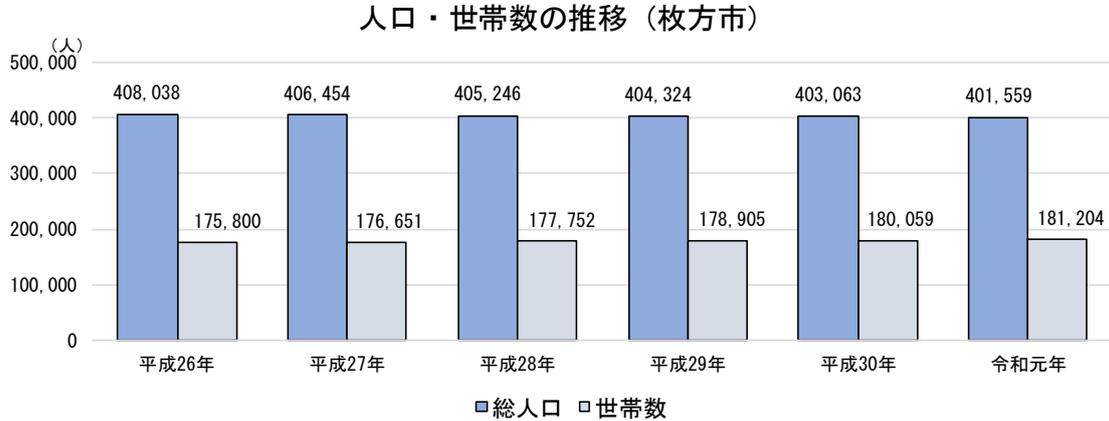


# ひとり親家庭等を取り巻く状況

## 1. 人口・世帯数の推移

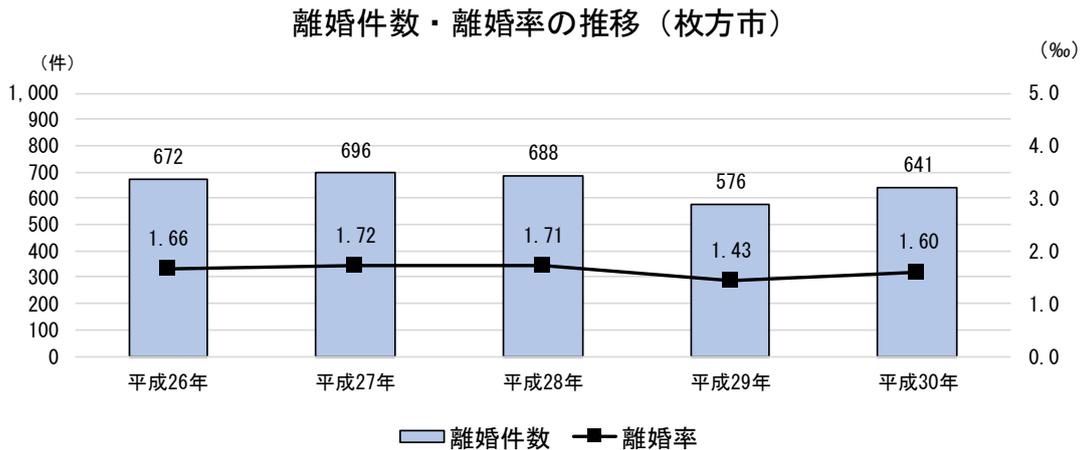
本市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。令和元年で人口は 401,559 人、世帯は 181,204 世帯で、1世帯あたりの人員は年々減少し、令和元年では 2.22 人となっています。



資料：枚方市統計書（各年 10 月 1 日現在）

## 2. 離婚件数及び離婚率の推移

本市の離婚件数は減少傾向にありますが、平成 30 年は前年から増加し、641 件となっています。人口千人あたりの離婚率も減少傾向にあるなか、平成 30 年では 1.60%と前年から増加していますが、大阪府及び全国との比較では、離婚率は低い割合で推移しています。



資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの 1 年間の離婚件数

図表：離婚数・離婚率の推移（大阪府及び全国との比較）

（単位：件、%）

	枚方市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成 26 年	672	1.66	17,834	2.06	222,107	1.77
平成 27 年	696	1.72	18,101	2.08	226,215	1.81
平成 28 年	688	1.71	17,279	1.99	216,798	1.73
平成 29 年	576	1.43	16,931	1.96	212,262	1.70
平成 30 年	641	1.60	16,243	1.88	208,333	1.68

資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

### 3. ひとり親世帯数の推移

国勢調査におけるひとり親世帯数をみると、平成 27 年の母子世帯数は 2,421 世帯、父子世帯は 247 世帯で、「世帯数」及び「総世帯に占める割合」はともに平成 17 年をピークに減少しています。平成 22 年度までは大阪府、枚方市ともに、全国割合よりも高い数値になっていましたが、平成 27 年度は、枚方市においては、全国と同じ割合でした。

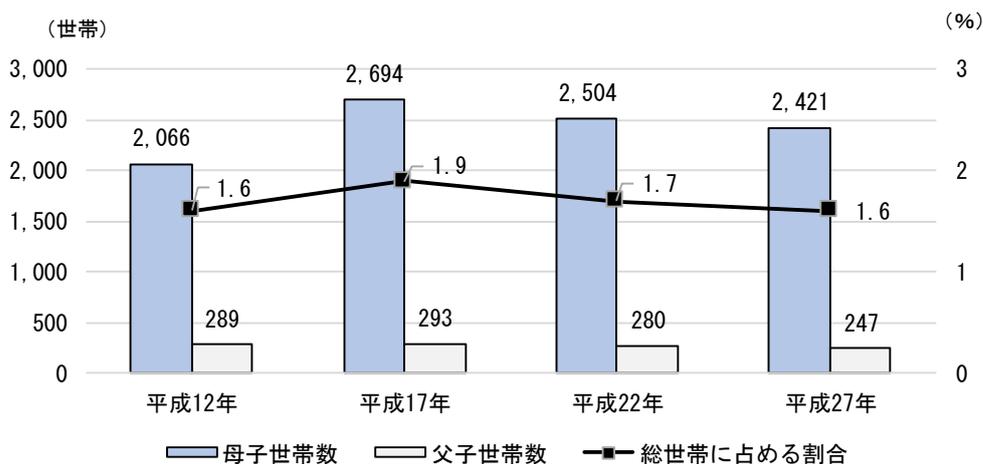
なお、この母子・父子世帯数には他の世帯との同居のケースはカウントされていないので、児童扶養手当受給者数よりも少ない数値となっています。

図表：ひとり親世帯数の推移

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全 国	総世帯数	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,331,797
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003
	総世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6
大 阪 府	総世帯数	3,485,910	3,654,293	3,832,386	3,923,887
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914
	総世帯に占める割合	1.8	2.1	1.9	1.8
枚 方 市	総世帯数	147,934	155,551	163,983	167,201
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421
	うち父子世帯数	289	293	280	247
	総世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

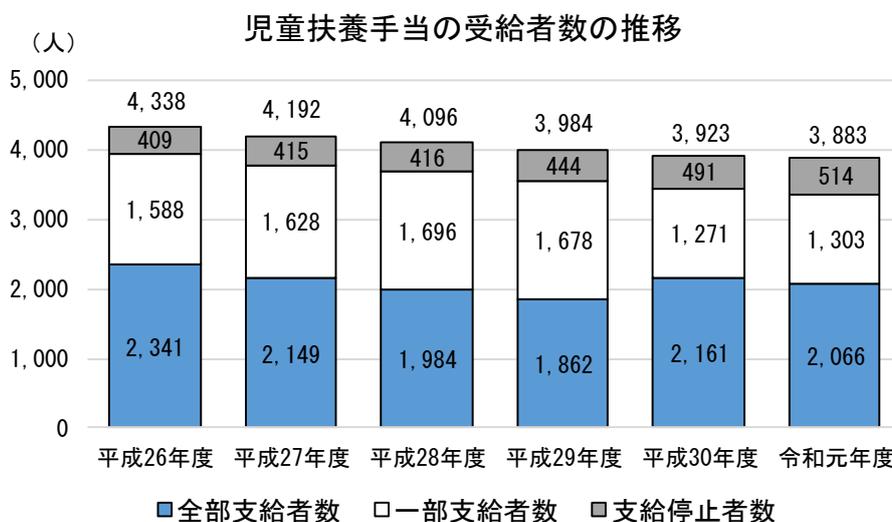
## ひとり親世帯数の推移（枚方市）



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

## 4. 児童扶養手当の受給者数の推移

児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあります。内訳では、児童手当の受給者（全部支給者と一部支給者の合計）は減少している一方で、支給停止者数は増加する傾向にあります。

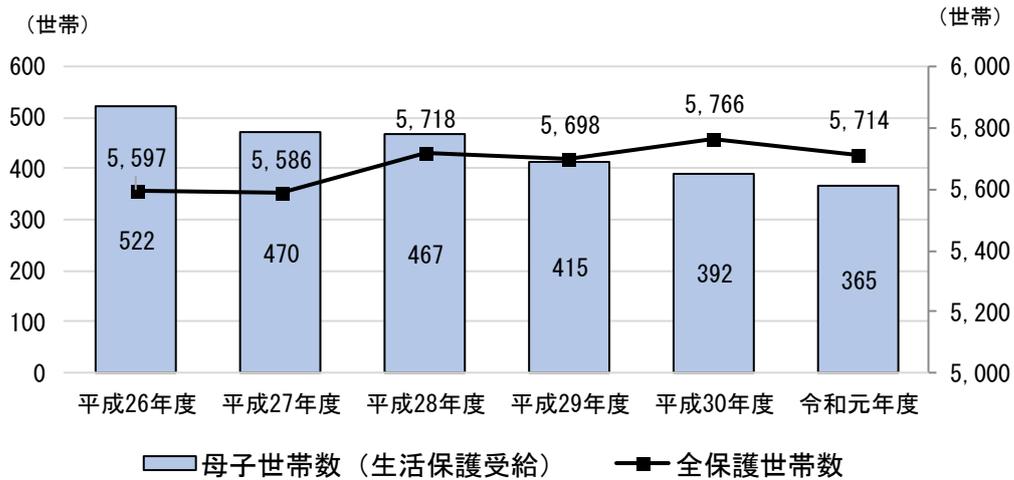


資料：市民生活部（各年度12月末日現在）

## 5. 生活保護受給母子世帯数の推移

生活保護を受けている母子世帯数は、令和元年度末時点で365世帯となっており、全保護世帯数が緩やかに増加している中において、減少傾向となっています。

## 生活保護受給母子世帯数の推移



資料：健康福祉部（各年度3月末日現在）

## 6. ひとり親世帯の就業状況

国が平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査においては、母子世帯、父子世帯とも前回（平成23年度）より正規職員・従業員の割合が増加しましたが、依然として母子世帯の母の「正規の職員・従業員」としての就業は、半数に満たない状況です。

また、就業率については母子世帯については81.8%と前回から若干増加しましたが、父子世帯については、85.4%と、前回の91.3%から減少しています。

図表：ひとり親世帯の就業状況（全国）

（単位：%、円）

		平成23年度		平成28年度	
		割合	平均年間収入	割合	平均年間収入
母子世帯	就業率	80.6		81.8	
	正規の職員・従業員	39.4	2,700,000	44.2	3,050,000
	パート・アルバイト	47.4	1,250,000	43.8	1,330,000
父子世帯	就業率	91.3		85.4	
	正規の職員・従業員	67.2	4,260,000	68.2	4,280,000
	パート・アルバイト	8.0	1,750,000	6.4	1,900,000
	自営業	15.6		18.2	

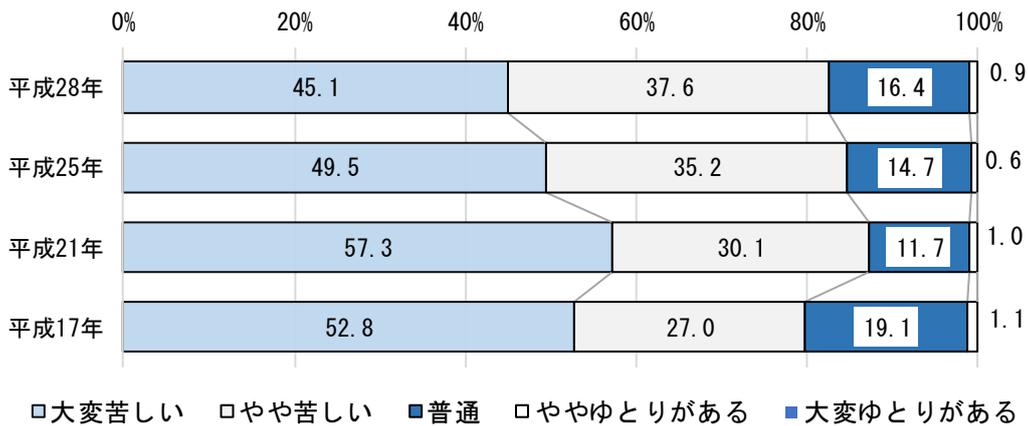
資料：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

## 7. 暮らし向きについての意識

国民生活基礎調査によると、暮らし向きについて「大変苦しい」（『大変苦しい』と『やや苦しい』）とする世帯が、母子世帯では平成28年において82.7%となっており、平成25年と比べてやや改善しましたが、全世帯との比較では、母子世帯の方が同年比で26.2ポイント高くなっており、平成21年と比べて全世帯との乖離は大きくなっています。

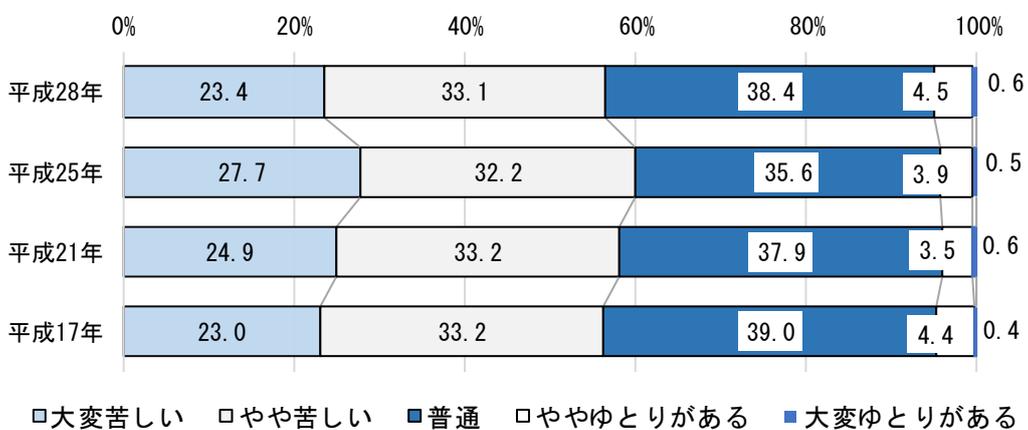
暮らし向きについての意識（全国）

### （1）母子世帯



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

### （2）全世帯

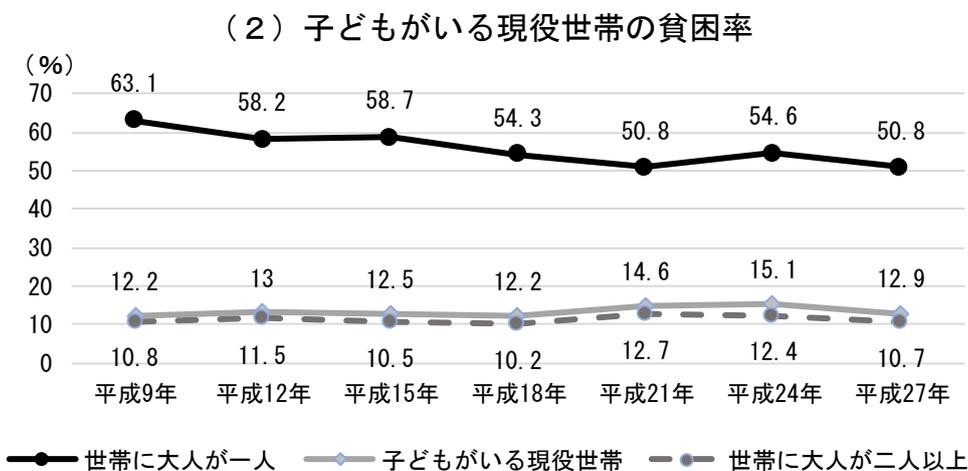
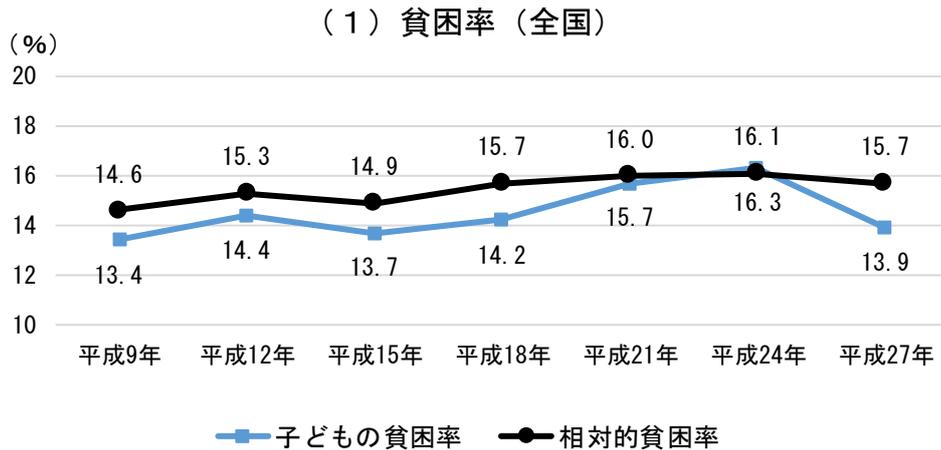


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

## 8. 子どもの貧困について

### ①全国の状況(国民生活基礎調査)

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」では、平成 27 年の全国の子どもの貧困率は 13.9%となっています。平成 24 年の前回調査から 2.4 ポイント改善したものの、約7人に1人が貧困状況にあるといえ、依然として高い水準です。また、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率は 50%を上回る割合で推移しており、大人が2人以上の世帯との乖離が大きい状況です。

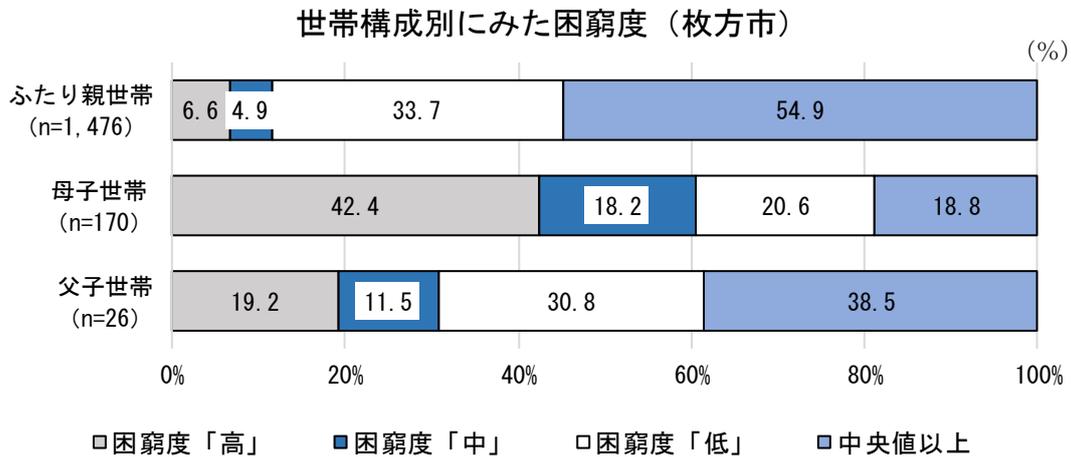


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注：1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。  
 2. 子どもの貧困率とは、相対的貧困状態にある世帯でくらす17歳以下の子どもの割合。

## ②枚方市の状況(枚方市子どもの生活に関する実態調査)

本市が平成 28 年度に実施した「枚方市子どもの生活に関する実態調査」では、回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、家庭の経済状況に係る困窮の程度を4つに分類しました。その結果、ふたり親世帯に比べ、母子世帯、父子世帯の困窮度は高い傾向にあり、特に母子世帯においては、困窮度「高」（相対的貧困状態に相当）の割合が42.4%とあり、厳しい経済状況がうかがえる結果となりました。



注記：困窮度「高」・・・等価可処分所得の中央値の50%未満

困窮度「中」・・・等価可処分所得の中央値の60%未満～50%以上の範囲

困窮度「低」・・・等価可処分所得の中央値未満～中央値の60%以上の範囲

中央値以上・・・等価可処分所得の中央値（本調査では280万円）以上